

多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

令和3年9月22日
厚生労働省子ども家庭局保育課

論点

- 一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるか。

対応の方向性

- 一時預かりの実施が困難な要因を踏まえ、その解消を図るとともに、必要な支援が行われるための方策について、どのような対応ができるか検討していく。

構成員からの主な意見

<一時預かりについて>

- 一時預かりは利用の希望が多いが、その理由としてリフレッシュを希望する場合もとても多い。レスパイト、短期就労、入院などの場合はともかくとして、リフレッシュを求めて利用する場合には、他の保育の活動として代替可能なものであり、必ずしも保育士でなくとも提供できるのではないか。

多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援①

対応案①

- 一時預かりの円滑な利用を図るに当たっての課題の一つとして、事業者側における実施上の困難さがあるものと考えられ、一時預かり事業の運営状況等に関する調査報告書（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）においては、通常の保育と比較した一時預かりの難しさとして、保育所では「慣れていない子どもを数多く預かる必要がある」との回答が約6割となっている。
- また、子どもの年齢が低いほど、就園していない児童の割合や虐待死の割合が高い状況となっているところ、一時預かりについては、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための利用が可能である。
- こうした状況を踏まえ、一時預かりについて、利用する子どもの状況を事前に保育所等が把握するための仕組みや利用する子どもの年齢に応じた補助の在り方等について、今後検討していくこととしてはどうか。

一時預かり事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度概算要求額 1,673億円+事項要求の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和3年度補助基準額（一般型基本分）：1か所あたり年額 **2,676千円～47,880千円**

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

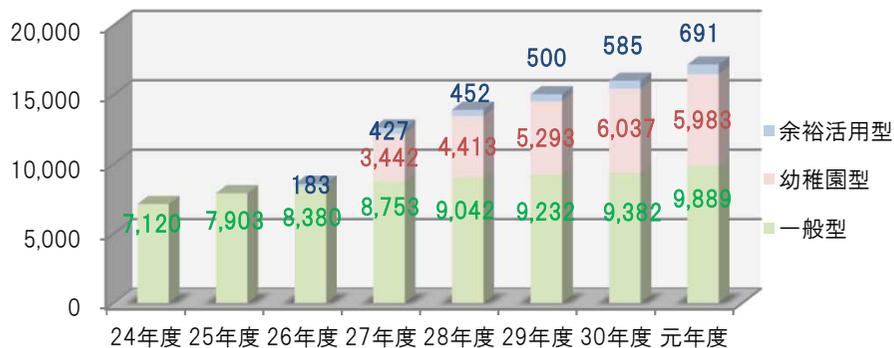
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

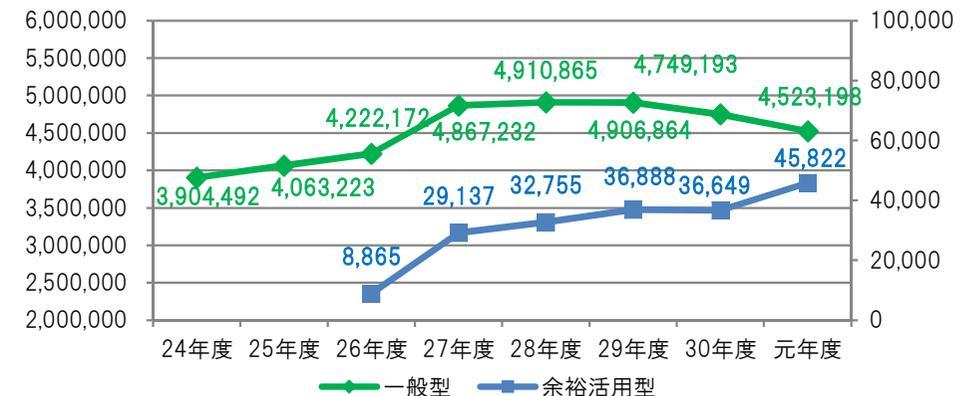
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業の課題

- **一時預かり事業**については、**利用したいときに利用できない**ことや、**事業者側にも実施に課題がある**ものと考えられる。

市区町村の担当者に対して、一時預かり事業の課題（制度の利用しづらさなど）について確認したところ、主に次のような意見があった。

- **保護者**が一時預かり事業を**利用したいときに利用できないという状況**があるのではないかと。

（確認した具体的な事例）

- ・ 本市では、一時預かり事業を利用しようとする場合には、保護者から事業者に対して直接利用申込みを行っていただいているが、例えば利用の申込みが多い時期であったり、通常保育の利用児童の対応により、一時預かり事業の職員を十分配置できない場合などには、利用を断られることがある。
- ・ 特に0歳児や1歳児の一時預かり事業は、実施している事業所や受入れ枠が少ない。
- ・ このような状況もあり、保護者が利用可能な事業所を探すのに手間取ったり、結果として利用できないという状況が生じたりしている。

- **事業者**においても、**一時預かりを実施する難しさ**があるのではないかと。

（確認した具体的な事例）

- ・ 一時預かり事業は、通常保育の利用児童とは異なり、保育所等に慣れていない児童を一時的に預かるものであるため、保育士への負担が大きい。
- ・ 需要のある0歳児や1歳児は、特に保育の困難度が高いため、事業の実施が困難である。
- ・ 一時預かり事業を実施できる職員配置やスペースの確保ができない。
- ・ 1月当たりで一時預かりを実施できる日数が決まっているため、利用者の利用実績の管理を行う必要があり、事務の負担となっている。

通常の保育と比較した一時預かり事業の難しさ

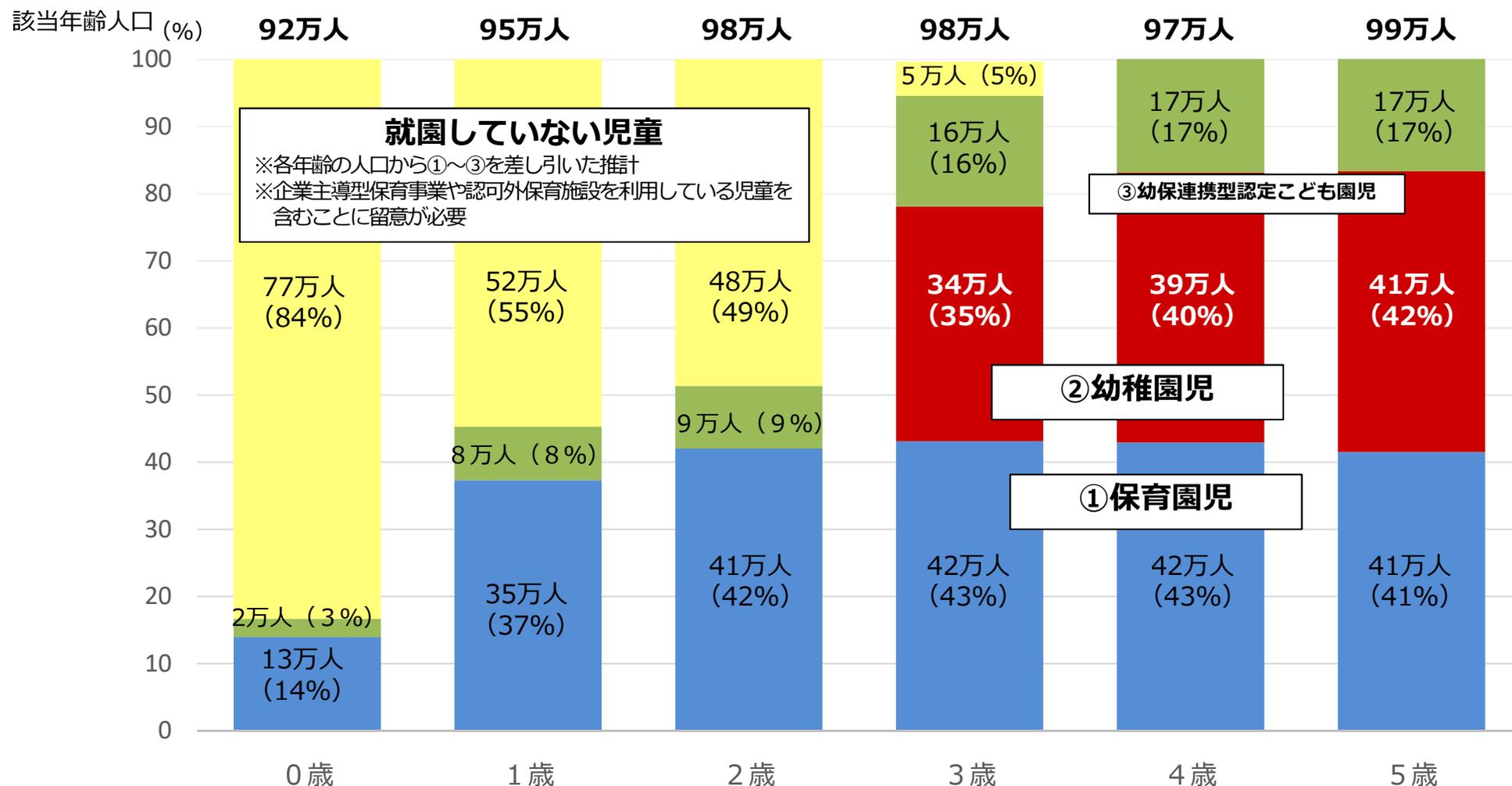
通常の保育と比較した一時預かりの難しさ:実施場所別(複数回答)

	合計	慣れていない子どもを数多く預かる必要がある	保護者が子どもを預けることへの不安感を払拭するのに時間がかかる	同時に複数の年齢の子どもに対応することが難しい	通常クラスの子どもに影響が出る	その他	特に課題になっていないことはない	無回答	
一時預かり事業と同一施設等での他事業の実施状況	全体	1920	1089	126	410	647	194	243	125
		100.0%	56.7%	6.6%	21.4%	33.7%	10.1%	12.7%	6.5%
	保育所	473	282	30	88	175	51	52	24
		100.0%	59.6%	6.3%	18.6%	37.0%	10.8%	11.0%	5.1%
	保育所+延長保育事業	278	169	22	53	103	30	27	20
		100.0%	60.8%	7.9%	19.1%	37.1%	10.8%	9.7%	7.2%
	保育所+地域子育て支援拠点事業+延長保育事業	127	77	8	26	52	15	15	2
		100.0%	60.6%	6.3%	20.5%	40.9%	11.8%	11.8%	1.6%
	保育所+その他の組み合わせ	315	189	19	92	105	34	29	16
		100.0%	60.0%	6.0%	29.2%	33.3%	10.8%	9.2%	5.1%
	認定こども園	159	76	5	27	52	10	30	12
		100.0%	47.8%	3.1%	17.0%	32.7%	6.3%	18.9%	7.5%
	認定こども園+延長保育事業	88	53	3	15	33	2	14	6
		100.0%	60.2%	3.4%	17.0%	37.5%	2.3%	15.9%	6.8%
認定こども園+その他の組み合わせ	198	107	17	42	56	22	35	7	
	100.0%	54.0%	8.6%	21.2%	28.3%	11.1%	17.7%	3.5%	
地域型保育、地域型保育+その他の組み合わせ	51	22	4	5	19	9	7	6	
	100.0%	43.1%	7.8%	9.8%	37.3%	17.6%	13.7%	11.8%	
地域子育て支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業+その他の組み合わせ	62	36	6	26	0	9	7	10	
	100.0%	58.1%	9.7%	41.9%	0.0%	14.5%	11.3%	16.1%	
その他	59	28	4	16	10	6	8	9	
	100.0%	47.5%	6.8%	27.1%	16.9%	10.2%	13.6%	15.3%	
他事業を実施していない	92	48	8	19	39	6	13	7	
	100.0%	52.2%	8.7%	20.7%	42.4%	6.5%	14.1%	7.6%	

通常の保育と比較した一時預かりの難しさ:自由回答

- ・アレルギー・発達等配慮が必要な子への対応
- ・慣らし保育ができない
- ・毎日利用する子どもが違うため、保育の方法も違う
- ・異年齢児を一緒に預かると、それぞれの年齢に合わせた保育内容が必要
- ・通常クラスで一体的に預かることにより、在園児へ影響がある
- ・上記等の理由により、保育士への負担がある

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

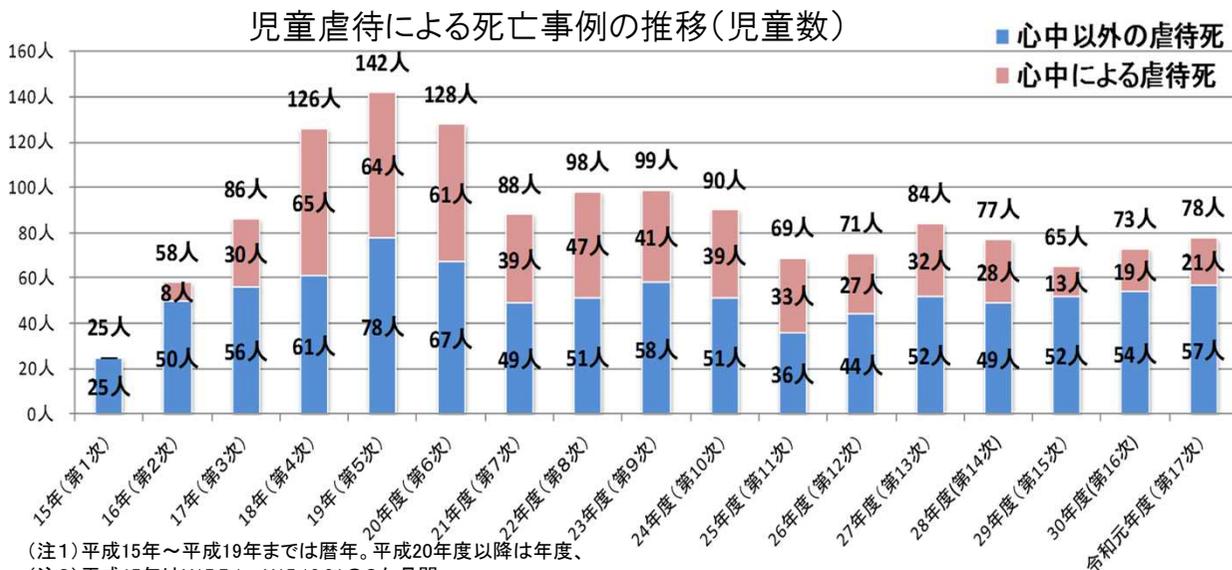
※「就園していない児童」は、0～5歳それぞれについて、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入及び各調査の時点の関係により、合計が合わない場合がある。

児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

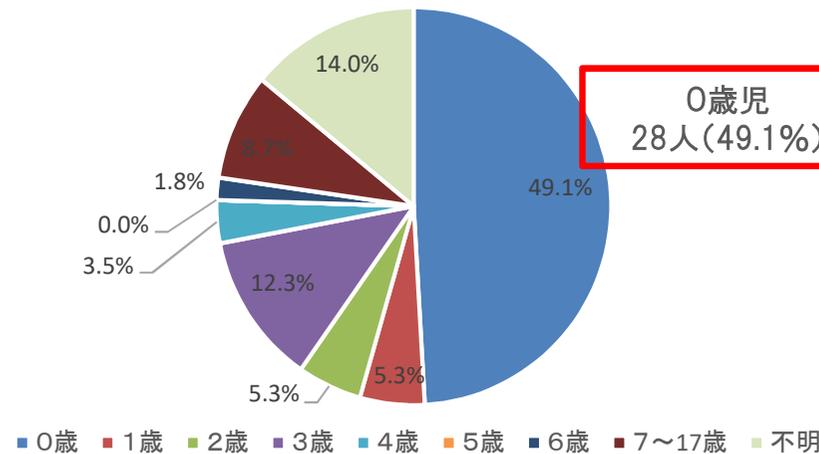
令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料
より数値等更新

- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。(令和元年度心中以外の虐待死は57人)
- 年齢別でみると、
 - ・ 0歳児が最も多く(令和元年度心中以外の虐待死 49.1%)、そのうち月例0か月児の死亡は39.3%であった。
 - ・ **2歳児以下**の割合は**約6割**(59.7%)を占めている。



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、
(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、
(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

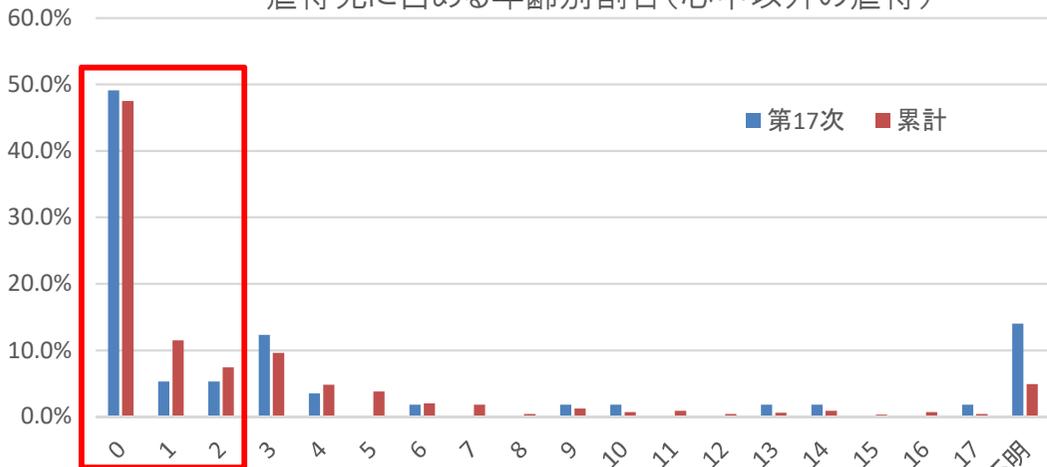
死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

区分	第16次						第17次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%	11 (2)	39.3%	39.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%	4 (3)	14.3%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%	5 (5)	17.9%	71.4%	2 (0)	50.0%	50.0%
3か月	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%	3 (1)	10.7%	82.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	1 (0)	25.0%	75.0%
5か月	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
6か月	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
7か月	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%	2 (1)	7.1%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
8か月	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
9か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
10か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	2 (2)	7.1%	96.4%	0 (0)	0.0%	75.0%
11か月	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%	1 (0)	3.6%	100.0%	1 (1)	25.0%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%	28 (14)	100.0%	100.0%	4 (1)	100.0%	100.0%

虐待死に占める年齢別割合(心中以外の虐待)



多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

論点

- 医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受入れや必要な支援を進めるための方策について、どのように考えるか。

対応の方向性

- 現在実施している各種支援を引き続き推進していくとともに、配慮が必要な子どもの実態を把握し、必要な対応を検討していく。

構成員からの主な意見

<多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援について>

- 保育の現場で非常に多様な子どもがいる中、それらを受け入れることができる機能を確保することが、子どもの発達保障という点でも必要である。
- 今後、医療的ケア児を含めた待機児童の解消を図るためにも、保育と療育を一体的に提供できるような仕組みが必要である。
- 医療的ケア児の受入れについては、看護師の募集をしてもなかなか集まらないという課題がある。
- 自治体との連携により、保育所の空き教室等を利用した発達支援事業の開設などが考えられる。
- 外国籍の子どもがいる家庭への支援も重要である。
- 高知県では、子どもや保育所が減る中でも、家庭環境に特別な配慮が必要な子どもがいると答えている保育所等が7割ある。そうした支援をしていく中では、縦割りの解消を含め、保育所をバックアップする体制づくりを仕組みとして考えていかなければならない。県では、小学校に入るスクールソーシャルワーカーに、就学前の方にも入っていただく取組をしているが、そうしたことの充実が必要である。

多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援②

対応案②

- 現在、保育所等における配慮が必要な子どもの受入れについては、例えば、
 - ① 医療的ケア児については、看護師等の配置や検討会の設置など、必要な体制の構築に対する支援（医療的ケア児保育支援事業）
 - ※1 医療的ケア児保育支援事業については、令和3年度より、モデル事業から一般事業へ拡充。
 - ② 障害児については、その保育に対応する加配職員の配置に対する支援（地方交付税により措置）
 - ※2 障害児保育については、平成30年度より、包括算定（人口より算定）と個別算定（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更するとともに、予算額を拡充。
 - ③ 外国籍の子どもなど配慮が必要な子どもについては、それらを多数受け入れている保育所等の加配職員の配置に対する支援（家庭支援推進保育事業）
 - ※3 家庭支援推進保育事業については、令和3年度より、外国籍の子どもの占める割合が特に高い保育所等について補助の上乗せを実施。
- また、医療的ケア児、障害児、外国籍の子ども以外に、配慮が必要な子どもの状況については必ずしも明らかでないため、こうした実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくこととしてはどうか。

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

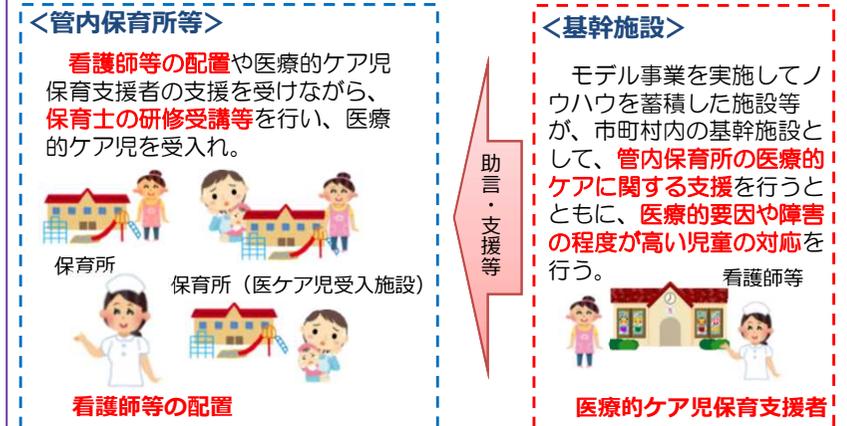
事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	2,170千円
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

事業イメージ



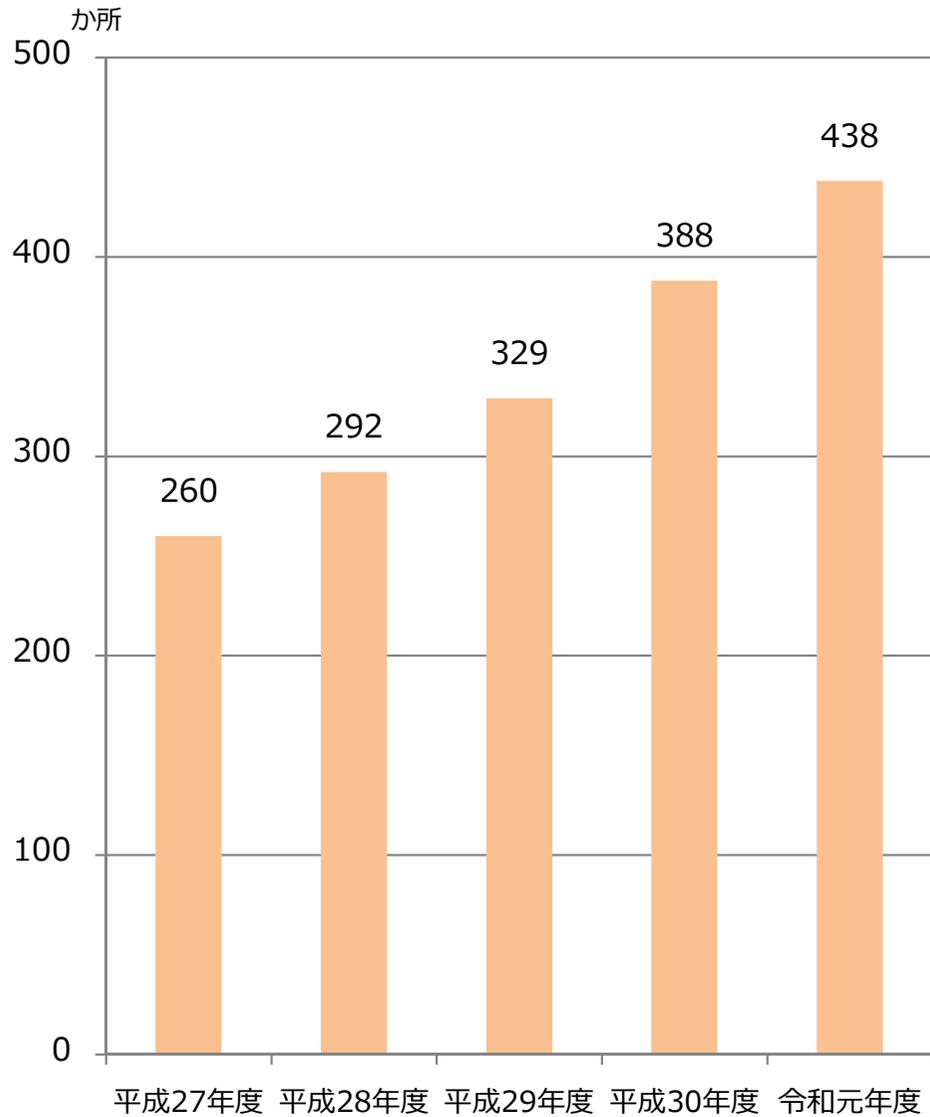
実施主体・補助割合<<拡充>>・事業実績

- 実施主体
都道府県、市区町村
- 補助率

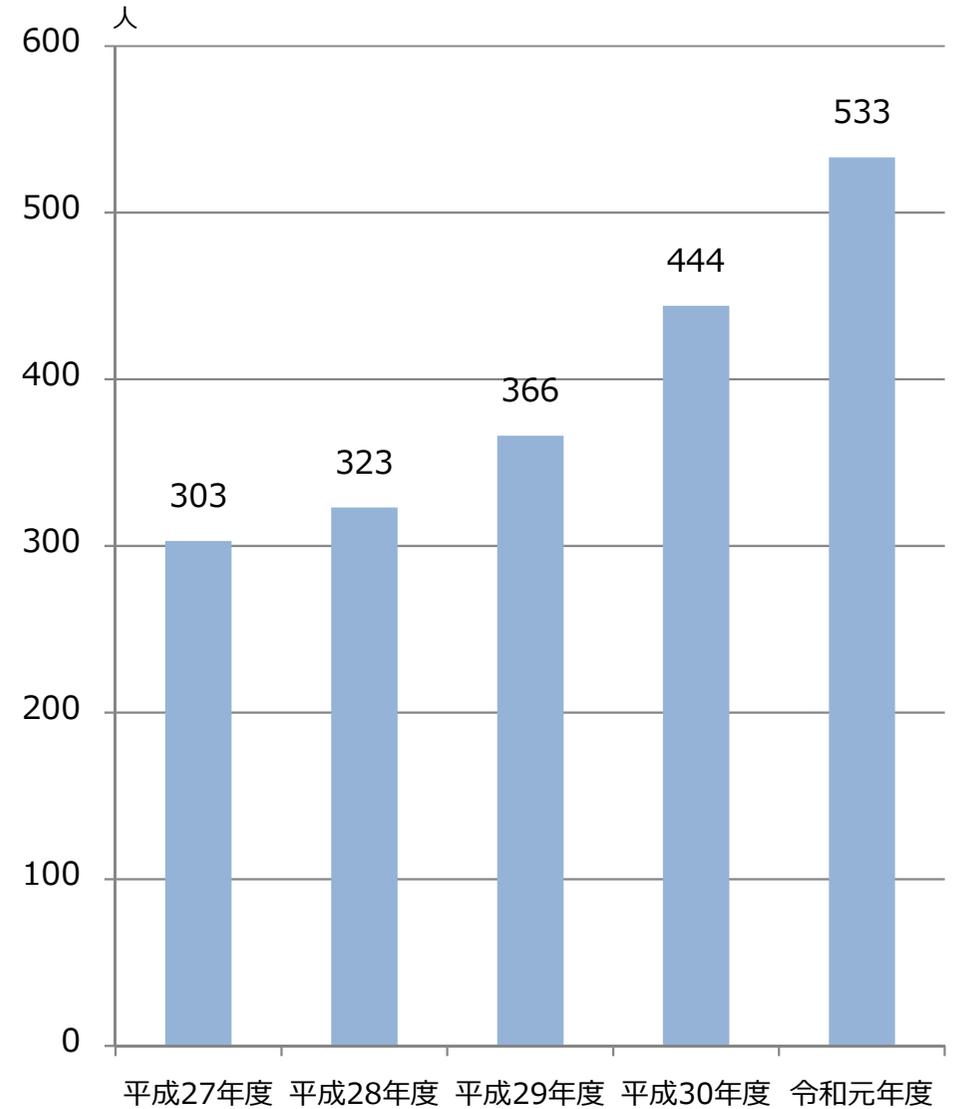
}	国：1/2 ⇒ 2/3<<拡充>>
	都道府県・指定都市・中核市：1/2 ⇒ 1/3
	国：1/2 ⇒ 2/3<<拡充>>
	都道府県：1/4 ⇒ 1/6、市区町村：1/4 ⇒ 1/6
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

医療的ケア児の受入れ状況の推移

医療的ケア児を受入れている施設数



医療的ケア児の受入れ状況



障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

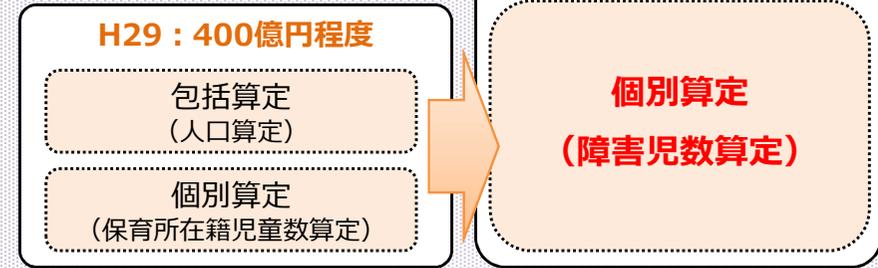
2 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R2.3.31時点)

単位：人

合計	障害児保育担当職員数	
	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

家庭支援推進保育事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して加配を行う。

実施主体・補助基準額・補助割合

実施主体：市区町村

補助基準額：1か所当たり 3,859千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)

1か所当たり 7,718千円

補助割合：国：1/2、市区町村：1/2

事業実績

